

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 徳島県徳島市国府町矢野 708 番地
 氏名 有限会社 徳雄産業
 代表取締役 堤 聖治
 電話番号 088-642-1861

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成 27 年 3 月 24 日 26 廃対 第 5810-5 号		
変更事項		変更前	変更後	
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎	変更無し
		住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	変更無し
		事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754 番 1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24	変更無し
		規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		一般的な名称	建設廃材	変更無し
		種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず	変更無し
		性状	固形状	変更無し
		1年当たりの最大搬入量	1,120 t /年	1,320 t /年
排出事業場	名称	有限会社 徳雄産業	変更無し	
	所在地	徳島県徳島市国府町西矢字山田 657 番地	変更無し	
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	中間処理後の廃棄物	変更無し	

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
変更予定年月日	協議結果通知日		
変更の理由	廃棄物の増加が見込まれるため		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 徳島県美馬市脇町大字脇町 813 番地の 1
 氏 名 三宅生コン株式会社
 代表取締役 三宅 英樹
 電話番号 0883-52-0108

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成 21 年 1 月 19 日 20 廃対 第 31592-2 号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎	変更無し	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	変更無し	
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754 番 1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24	変更無し	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	産業廃棄物 (スーパー買い物袋等)	変更無し	
	種 類	廃プラスチック類	変更無し	
	性 状	固形状	変更無し	
	1年当たりの最大搬入量	84 t /年	134 t /年	
	排 出 事業場	名 称	三宅生コン株式会社	変更無し
		所 在 地	徳島県美馬市脇町大字脇町 818 番地	変更無し
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		事業所から出る廃プラスチック類を形状ごとに分別破碎してから排出する	変更無し	

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	協議結果通知日	
変更の理由	廃棄物の増加が見込まれるため		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。